平成２３年（フ）第３１４号
兵庫県加古川市加古川町南備後51－１　レオパレスＹｓ　ＣＯＵＲＴ　107号室、住民票上の住所兵庫県高砂市曽根町747番地の３
債務者　橋本　竜二
１　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３１７号
兵庫県加古川市野口町二屋188番地の６
債務者　星野浩こと李周歓こと　李　　周歓
１　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３１８号
兵庫県加古川市野口町二屋188番地の６
債務者　星野蘭こと権蘭こと　権　　勝枝
１　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３４２号
兵庫県加古川市尾上町安田199番地の１シャルヴィ加古川310号、従前の住所兵庫県加古川市尾上町口里514番地の３Ｍプラザ加古川弐番館801号
債務者　谷口やゑ子
１　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５０３号
広島市東区福田８丁目13番１－６号
債務者　吉冨　達也
１　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６０３号
広島県廿日市市住吉１丁目14番２―401号
債務者　島津　泰二
１　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６１１号
広島県廿日市市平良１丁目19番３―201号
債務者　坂井　恵子
１　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７５６号
広島県廿日市市平良１丁目17番17号
債務者　神原　圭三
１　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７８２号
広島市佐伯区利松３丁目６番12号　なかのハイツ101
債務者　池内　唯世（旧姓山形）
１　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７８５号
広島市中区吉島東１丁目23番14―404号
債務者　朝倉　幸子
１　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９０号
香川県仲多度郡多度津町大字山階1715番地７
債務者　中野　直行
１　決定年月日時　平成23年７月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１０３号
香川県仲多度郡多度津町京町10番23―４―403号
債務者　三宅美津代（旧姓長谷川）
１　決定年月日時　平成23年７月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１８９号
福岡県久留米市野中町255番地31、前住所福岡県久留米市諏訪野町2570番地13　アーサー久留米グランセ409号
債務者　筒井　　求
１　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１９０号
福岡県久留米市野中町255番地31、前住所福岡県久留米市諏訪野町2570番地13　アーサー久留米グランセ409号
債務者　筒井　宏子
１　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第４６号
福岡県大川市大字郷原541番地２
債務者　田島　郁代
１　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第５１５号
北九州市小倉北区金田１丁目２番15―402号
債務者　上村　昌次
１　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５２８号
北九州市小倉北区上富野４丁目６番11―302号
債務者　白濵　　恵
１　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部